

令和3年 第7回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年7月29日(木) 午後1時30分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

加藤委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝小学校施設整備について
- (3) 旧南小学校備品整理について
- (4) 令和3年度鳥取県及び中部地区中学校総合体育大会の結果について
- (5) 前期学校訪問報告について【別冊】
- (6) 令和3年度準要保護児童生徒の認定について
- (7) 社会教育課事業について
- (8) 三朝町コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入に向けて
- (9) 図書館事業について

5 議 事

議案第32号 令和3年度教育関係費補正予算（令和3年8月）について

議案第33号 三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱の設定について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について

7 その他

- (1) 令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会の実施について
- (2) 三朝町ミースプログラムについて

8 閉 会

次回定例会 令和3年8月 日() : ～

報告事項（１）

教育総務課事業について

月日	時間	内容	備考
【７月】			
7月1日（木）	13:00-	令和３年度鳥取県市町村教育委員研究協議会定期総会	オンライン
7月2日（金）	9:30-	鳥取県町村教育長総会・研修会	三朝町役場
7月6日（火）		コミュニティ・スクール視察	日野町
7月7日（水）	9:30-	合同園長会・校長会	
	10:00-	校長会	
	15:40-	小中学校 ICT 研修	
7月8日（木）	14:00-	コミュニティ・スクール説明会（地域協議会対象）	
7月15日（木）	13:00-	中国地区市町村教育委員会連合会研修大会	オンライン
7月21日（水）		小中学校終業式	
7月26日（月）	10:00-	ICT 活用教育推進地域協議会	
	9:00-	小中学校 ICT 研修	
7月29日（木）	13:30-	教育委員会定例会	
【８月】			
8月2日（月）	11:00-	小中学校 ICT 研修	
8月4日（水）	10:00-	キュリー祭式典	
8月18日（水）	～20日	中国５県町村教育長会	松江市
8月20日（金）	16:00-	ICT 活用教育推進地域協議会	
8月25日（水）	15:40-	小中学校 ICT 研修	
8月26日（木）		中学校始業式	
8月30日（月）		小学校始業式	
8月30日（月）	～31日	総務教育常任委員会協議会（予定）	

7/15（木）～7/18（日）旧南小学校備品引渡し

7/22～8/29 小学校夏季休業日

7/22～8/25 中学校夏季休業日

8/2（月）夏チャレ開始 ～8/20 全11回

報告事項（２）

三朝小学校施設整備について

報告事項(3)

旧南小学校備品整理について

1 開催日時

令和3年7月15日(木)～16日(金) 午前10時～午後3時
17日(土)～18日(日) 午前9時～午後5時

2 開催会場

旧三朝町立南小学校

3 開催内容

旧南小学校備品内覧会後、取得希望のあった備品について開札及び抽選を行い、取得者を決定。取得者ごとに引渡し日時を設定したうえで取得者へ備品を引渡した。

4 現場対応者(1日当たり)

教育総務課職員2～3人、竹田地域協議会2～3人、学校ボランティア1～2人

5 来場組・人数、売払い点数・額

日 程	来場組数	来場者数	売払い点数	売払い額
7月15日(木)	40組	53人	201点	39,300円
7月16日(金)	31組	50人	135点	33,200円
7月17日(土)	51組	95人	221点	46,200円
7月18日(日)	33組	73人	307点	66,500円
計	155組	271人	864点	185,200円

6 来場者対応状況

多くの方が町ホームページと各地区公民館、文化ホールに掲出した取得者一覧表を確認されており、指定された日時に備品引き取りに来られたことから、非常に円滑な引渡しを実施でき、予定していた全ての方に備品を引き渡すことができた。

7 引渡し後の状況

- ・校内に残る備品点数 約750点(事務机、デジタルボード、保健室ソファ、児童机椅子等の大型備品有、小型備品を除く) … 希望者があれば販売する。
- ・卒業記念制作物等 … 閲覧日を設け、希望者があれば返還する。

令和3年6月7日

三朝町教育委員会 様

三朝町立三朝中学校長

令和3年度中部地区中学校総合体育大会の結果について(報告)

標記の件については下記のとおりです。よろしくお願いします。

記

1. 期 日 令和3年6月3日(木)～5日(土)(陸上競技は6月12日(土))

2. 試合結果

種目	試合結果	
軟式野球	1回戦 対 赤碕中 0-7 負け 敗者復活戦 対 倉吉西中 2-3 負け	
ソフトテニス	[女子団体] 第1試合 対 河北中 2-1 勝ち 第2試合 対 久米中 2-1 勝ち 準決勝 対 湯梨浜中 1-2 負け 3位決定戦 対 倉吉東中 2-0 勝ち ※ 県総体出場	[女子個人] ベスト8 吉村・角田ペア 中松・米村ペア ベスト12 石谷・村本ペア 鈴木・小浜ペア ※ 以上4ペア県総体出場 他は2回戦までに敗退
サッカー	第1試合 対 倉吉東中 0-1 負け	第2試合 対 北条中 0-1 負け
バスケットボール	[女子] 1回戦 対 倉吉西中 53-69 負け	[男子] 1回戦 対 湯梨浜中 54-66 負け
バレーボール	第1試合 対 大栄中 0-2 負け 第2試合 対 東伯中 2-1 負け	
卓球	[男子団体] 第1試合 対 湯梨浜中 1-3 負け 第2試合 対 赤碕中 1-3 負け [女子団体] 第1試合 対 東伯中 0-3 負け 第2試合 対 北条中 1-3 負け	[男子個人] 2回戦敗退…1人 他は初戦敗退 [女子個人] 2回戦敗退…2人 他は初戦敗退
水泳競技	米原 3年女子100m自由形 第2位 ※ 県総体出場 女子100m背泳ぎ 第2位	

報告事項(6)

令和3年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和3年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

【社会教育課】 令和3年7～8月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
7月 2日	金	13:30	第1回子育て・家庭教育支援員フォローアップ研修会	鳥取市	
7月 6日	火	10:30	日野町コミュニティ・スクール視察	日野町	事務局研修
7月 7日	水	13:30	倉吉地区少年補導センター運営委員会	倉吉市	
7月 8日	木	19:00	コミュニティ・スクール研修会	町役場	地域協議会研修
7月 9日	金	19:00	人権教育講座（第1回） 延期	文化ホール	8月5日(木)開催
7月13日	火	19:00	スポーツ推進委員定例会	町役場	
7月17日	土	9:00	青空体験塾（馬場の滝、バーベキュー）	町内	中高生ボランティア（8人）
7月21日	水	16:30	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
7月29日	木	18:30	三朝町体育協会表彰式	町役場	
7月29日	木	19:00	人権教育講座(第2回)	文化ホール	

8月 1日	日	14:30	東伯郡・倉吉市スポーツ推進委員合同実技研修会	湯梨浜町	
8月 5日	木	13:30	第46回人権尊重を実現する鳥取県研究集会	湯梨浜町	
8月 5日	木	19:00	人権教育講座（第1回）	文化ホール	
8月10日	火	19:00	スポーツ推進委員定例会	町役場	
8月18日	水	19:00	人権教育講座(第3回)	文化ホール	
8月21日	土	9:00	青空体験塾（竹林整備と竹筒ご飯）	町内	
8月24日	火	9:00	第45回三朝町民ゴルフ大会	鳥取市	旭国際浜村温泉GC
8月26日	火	9:30	三朝大学開校式	文化ホール	
8月31日	火	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	

▶ 東伯郡民スポーツレクリエーション祭は豪雨災害のため全日程中止

▶ 豪雨災害による被害状況について（社会体育施設、文化財）

社会体育施設 陸上競技場、野球場、美の田テニス場

文化財 南苑寺、三徳山、小鹿溪

▶ 日本遺産認定更新にかかる再審査について

豪雨災害被害状況について

1. 社会体育施設

施設名	被害内容	備考
町営三朝陸上競技場	陸上競技場法面が大規模崩落。施設までの通路が土砂で通行不可。	使用中止。 復旧工事を行う。
町営三朝球場	グラウンド内の土が流れ、グラウンド状況が悪化。本部室が浸水（浸水深約70cm）。放送設備、コンセントが全損。	小中の練習を除き、使用中止。 内野整備と電気設備の修繕工事について補正予算計上を行う。
町営美の田テニス場	テニスコート内が浸水。一時、一部の人工芝が浮いた状態となった。 コート内の一部に入口付近法面から土砂が流入。	業者による点検の結果異常なし。 目砂の補充について補正予算計上を行う。

2. 文化財

	被害内容	備考
南苑寺 (国登録有形文化財)	裏山の土砂崩れにより、隠寮が全壊。隠寮に接続する本堂の一部が損壊。	今後の復旧については所有者で検討中。
三徳山 (名勝及び史跡)	三仏寺庫裏(くり)の東側法面が一部崩壊。建物への影響はなし。 正善院の庭園の池の水を送る水路が大雨により崩壊、流失し、池に水が供給できなくなっている。	法面の復旧は県の治山事業で実施される。 水路の復旧については所有者や県と協議中。
小鹿溪 (名勝)	遊歩道の表土の流失や、石や流木などの堆積が各所にある。県道の法面の石積が一部流失。	通行禁止。 復旧について、県、観光交流課と協議を行う。

陸上競技場



三朝球場





美の田テニス場



南苑寺



三徳山



小鹿溪



日本遺産認定更新に係る再審査について

1 日本遺産事業の見直し

「日本遺産」は平成 27 年度から認定を開始し、現在 104 件の地域が認定を受け、目標としていた 100 件の認定を達成した。

これら「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策（取り組み状況に関するフォローアップの強化、優良な取り組み事例の横展開、新たな制度の導入など）について、文化庁が設置する「日本遺産フォローアップ委員会」で検討された。

この検討の結果、日本遺産は、認定から 6 年間の地域活性化計画期間終了後、計画目標の達成と取組内容、新たな 3 年間の地域活性化計画について、有識者で構成される「日本遺産審査・評価委員会」による審査を受け、その結果を踏まえて日本遺産の認定の更新が決定されることとなった。

【別紙：「日本遺産 Japan Heritage」事業の見直しについて】

2 日本遺産認定更新に係る審査結果について

平成 27 年度の認定を受けた 18 地域について、日本遺産審査・評価委員会による審査が行われ、三朝町は認定取り消しもありうる「再審査」となった。

18 地域の審査結果は、重点支援地域が 4 地域、認定地域が 10 地域、再審査地域が 4 地域。

ほかに、新たに日本遺産認定を目指す候補地域として 3 地域が認定された。

○重点支援地域：インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域。先進モデルとして重点的に支援。

○認定地域：継続認定

○再審査地域：認定基準を満たしていないとされた地域。再審査においても認定基準を満たしていない場合、認定取消。

○候補地域：新たに日本遺産認定を目指す地域。3 年後に認定審査をうける。

3 これまでの経緯

平成 27 年 4 月 24 日 初の日本遺産として「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝 鑑賞と世界屈指のラドン泉～」を含む 18 地域を認定。

平成 27 年度

～平成 29 年度 重点支援期間（国庫補助事業：普及啓発、施設・案内板等整備など）

平成 30 年度

～令和 2 年度 自立・自走期間（各団体において日本遺産を意識した事業を展開）

- 令和2年12月 日本遺産フォローアップ委員会※（中間とりまとめ）
日本遺産認定取消し制度の導入など日本遺産事業の見直し方針が示される。
- 令和3年3月 地域活性化計画実績報告、新たな地域活性化計画提出
- 5月24日 日本遺産審査・評価委員会委員によるオンライン調査
- 7月16日 審査結果通知（再審査）、報道発表

4 日本遺産審査・評価委員会による評価理由

- ・日本遺産を活用して目指すべき方向性の具体化、事業との関係性の明確化が必要
- ・地域プロデューサーの確保、民間事業者との連携強化など、抜本的な体制の強化が必要
- ・持続的で、十分な取組を実行する財政面での改善（自走するための仕組みの構築）が必要。
- ・日本遺産事業の成果の計測ができる指標の設定が必要。

5 再審査の流れ

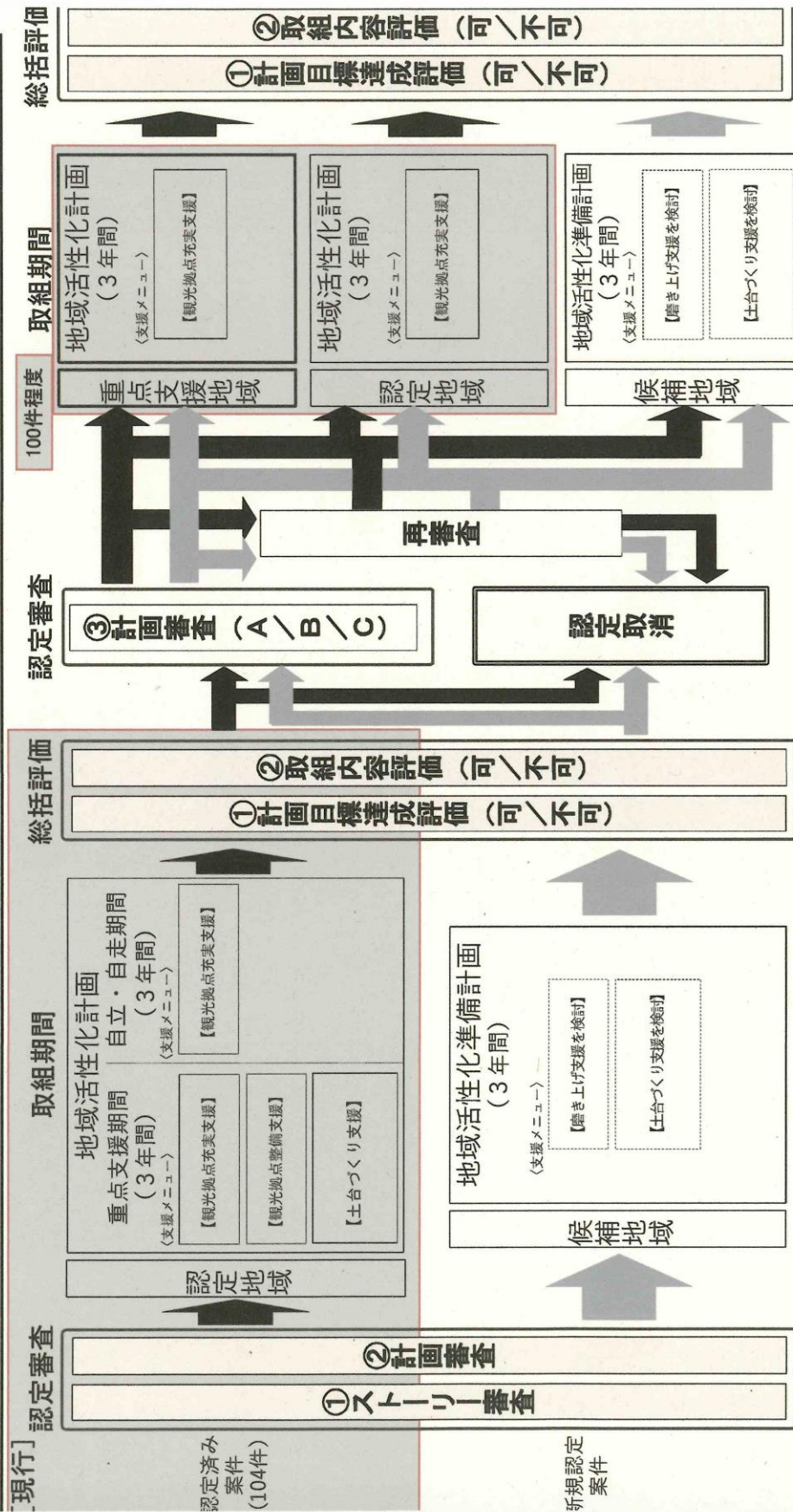
- 8月下旬から9月上旬 日本遺産・評価委員会による現地調査
- 9月17日 「地域活性化計画」再提出
- ～11月ごろ 現地調査と計画修正案について日本遺産審査・評価委員会審議。
再審査結果の公表

6 対応

- ・三朝町日本遺産活用推進プロジェクトチームの結成
地域振興監、社会教育課、観光交流課、企画課
鳥取県とっとり弥生の王国推進課（アドバイザー）
- ・（一社）鳥取中部観光推進機構にも計画策定協力要請。

「日本遺産(Japan Heritage)」事業の見直しについて

別紙2



報告事項（８）

三朝町コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入に向けて

○三朝町版コミュニティ・スクール導入に向けたスケジュールと今後の予定

R3.7.22 現在

コミュニティ・スクールの導入（学校運営協議会の設置）について、下記スケジュールに基づき令和３年度末に条例・規則等の制定・改正を行い、令和４年度のスタートを目指す。

時期	導入に向けた動き
令和３年 ３月	・社会教育委員会 研修会 (対象：社会教育委員（学校長、地域協議会）)
４月 ～６月	・関係者への周知 ・学校関係者との協議・打合せ（教育委員会・校長会） ・地域協議会への事前説明（７月の研修会に向けて）
７月	7/6 先進地視察（日野町） 7/8 地域協議会向けの研修会（講師：県教委 森原さん） 7/29 教育委員会へ進捗状況報告（以下、毎回報告）
８月	・「コミュニティ・スクール準備委員会」設立（委員の人選） 第１回「コミュニティ・スクール準備委員会」 内容：三朝町版コミュニティ・スクールの在り方について P T A役員、教職員向け研修会
９月	第２回「コミュニティ・スクール準備委員会」 委員：検討会の委員も意識しながら実務者も含めたメンバー 内容：学校運営協議会の機能 目指す子ども像の検討（熟議） 学校運営協議会グランドデザインの検討（熟議） 地域学校協働本部の設置に向けて（熟議） 啓発誌の作成 等 P T A保護者、町民向け説明会
１１月	・Ｒ４年度予算案にＣＳ関連事業費を計上

12 月	第 3 回、第 4 回「コミュニティ・スクール準備委員会」 内容：学校運営協議会委員の選出 学校運営協議会グランドデザインの決定
令和 4 年 1 月	第 5 回「コミュニティ・スクール準備委員会」 内容：関係条例、規則等の制定・改正案の決定 学校運営協議会設置のスケジュールの決定
2 月	学校運営協議会 仮会議の開催 内容：令和 4 年度の学校運営の基本方針等の承認（暫定）
3 月	3 月定例議会において関係条例、規則等の制定・改正
令和 4 年 4 月	学校運営協議会 設立（条例、規則 施行） ・委員の任命（辞令交付）、委員研修
5 月	第 1 回 学校運営協議会 ・令和 4 年度の学校運営の基本方針等の承認（暫定）

三朝町内の学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が導入されます

三朝町 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは学校の先生と保護者や地域の皆さんが一緒になって意見を出し合い、みんなが子どもたちを育てていきましょーというしくみです

「学校運営協議会」が設置されている学校を「コミュニティ・スクール」といいます

主な3つの機能

学校運営協議会では、どのような子どもたちに育てたいか、どのような学校にしたいかなどについて、校長先生の考えをもとに、保護者、地域の皆さんと一緒に話し合います。そして、自分たちのすべきことを考え、みんなですべて決めたことに取り組みます。

学校運営協議会は、学校だけでは気付かなかった子どもたちや学校の魅力や課題を、校長先生や教育委員会に伝えることができます。

学校運営協議会は、子どもたちを育てていくために、より充実した職員体制になるよう教育委員会へ意見を述べることができます。

学校運営協議会

家での生活がゲームやスマホ中心になってしまっていて困っています。もっと外で遊んでほしいのですが。

保護者

学校の先生、保護者、地域の代表が一緒に情報や課題を共有し、子どもたちに何ができるか話し合います。

地域代表

町にはいろんな地域で体験をした人がいるのでその話を聞いてみてはどうですか。

地域代表

地域の行事で子どもたちが夢を話してくれましたよ。子どもたちの意見を聴いてみてはどうでしょうか。

校長

子どもたちには自分の夢を実現できる人になってほしいと思います。



取組の例

地域学校協働本部

登下校の
見守り

環境整備

ゲスト
ティー
チャー

職場体験

地域の行
事（運動
会等）

西暦	月
2021	8

みささ図書館月間スケジュール 8月

	行 事	備 考
1日(日)	サイコロ・としょかんクジ(～8/29中学生以下対象) ストーンアート展(夏休みの宿題のヒント)	
2日(月)	休館日	
3日(火)	移動図書館	なの花
4日(水)	移動図書館	バイオリン美術館 片柴(三徳センター)
5日(木)	移動図書館	支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
6日(金)		
7日(土)		
8日(日)		
9日(月)	休館日	
10日(火)	移動図書館	賀茂保育園
11日(水)	移動図書館	恋谷・三朝 レスポワール・(小)学童 相互貸借集配(県立図書館)
12日(木)	移動図書館	木地山・上西谷・下畑・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
13日(金)		
14日(土)	みささ英語村	みささ図書館2階
15日(日)		
16日(月)	休館日	
17日(火)		
18日(水)	移動図書館	加谷・竹田保・下西谷・JA竹田 三朝中・大柿・竹田地区公
19日(木)	移動図書館	こども園 温泉病院
20日(金)		
21日(土)		
22日(日)		
23日(月)	休館日	
24日(火)		
25日(水)	移動図書館	田代 (小)学童 相互貸借集配(県立図書館)
26日(木)	休館(図書整理日)	神倉
27日(金)		
28日(土)	みささ英語村	みささ図書館2階
29日(日)		
30日(月)	休館日	
31日(火)		

《8月の特集・イベント》

ストーンアート展(7/20～) 夏休み課題・宿題おたすけコーナー、サイコロ・としょかんクジ
(7/17～中学生以下)、戦争と平和展

《7月の実績》

ストーンアート展(7/20～)、サイコロ・としょかんクジ(7/17～中学生以下)、結核・性感染症予防パネル展、災害特集、笑える本、怖い話の本、夏休み課題・宿題おたすけコーナー

議案第 32 号

令和 3 年度教育関係費補正予算（令和 3 年 8 月）について

次のとおり令和 3 年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 29 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和３年度教育関係費 歳出補正予算（令和３年８月）案

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
体育施設管理費	テニスコート維持補修費	0	88	88	修繕料 テニスコート人工芝用目砂補充
現年発生文教施設災害復旧費	単独災害復旧事業(三朝球場)	0	2,066	2,066	工事請負費 ①内野再整備費 1,650 ②本部室電気設備復旧費 416
				0	
				0	
				0	
社会教育費計		0	2,154	2,154	

議案第 33 号

三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱の設定について

次のとおり三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 7 月 29 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【要綱の設定理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を設置した学校の運営制度（コミュニティ・スクール）の導入に当たり必要な検討を行うため、準備委員会を設置することとし、本要綱を設定する。

【要綱の概要】

準備委員会の設置に関する組織や任期、会議等について定める。

【施行期日】

令和 3 年 7 月 29 日

三朝町教育委員会告示第 10 号

三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱を次のように定める。

三朝町コミュニティ・スクール準備委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を設置した学校の運営制度（以下「コミュニティ・スクール」という。）の導入に当たり必要な検討を行うため、三朝町コミュニティ・スクール準備委員会（以下「準備委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ・スクールの導入に関すること。
- (2) その他コミュニティ・スクールの導入について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 準備委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 三朝中学校又は三朝小学校（以下「町内学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 町内学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 町内学校の校長
- (5) 町内こども園及び保育園の園長の代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、コミュニティ・スクール導入の日（学校運営協議会の設置の日）までとする。

(報償費等)

第 5 条 委員の報償費及び費用弁償については、別に定める。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 準備委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議等)

第7条 準備委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 準備委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。